## 職員の特別給に関する勧告

職員の給与に関する条例(昭和26年東京都条例第75号)、学校職員の給与に関する条例(昭和31年東京都条例第68号)、東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年東京都条例第161号)及び東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年東京都条例第162号)に定める職員の期末手当について、下記のとおり特例措置を行うよう勧告する。

なお、2の措置については、民間における特別給(賞与)の支給状況を調査し、別途、勧告することとする。

記

- 1 平成21年6月に支給する期末手当の支給月数は、現行の条例の規定にかかわらず、それぞれ次に定める月数分とすること。
  - (1) 再任用職員以外の職員 1.40月分
  - (2) 再任用職員 0.65月分
- 2 本来、平成21年6月に支給すべきものとして条例に定められている期末 手当の支給月数と1による期末手当の支給月数との差に相当する支給月数 の期末手当の取扱いについて、必要な措置を講ずること。
- 3 実施時期は、この勧告を実施するための条例の公布の日とすること。